

第六回 国会 郵政委員会 議 録 第一一 号

昭和二十四年十月二十九日

宇田恒君、大和田義榮君、風間啓吉君、加藤隆太郎君、白井佐吉君、西村榮一君、福田繁芳君、井之口政雄君、山本利壽君及び松本六太郎君が理事に当選した。

昭和二十四年十一月二日（水曜日）

午後二時二分開議

出席委員

委員長 石原 登君
理事 大和田義榮君 理事 風間 啓吉君
理事 加藤隆太郎君 理事 西村 榮一君
理事 井之口政雄君 理事 山本 利壽君
理事 松本六太郎君

鈴木 仙八君 田中 元君
淺沼稻次郎君
出席國務大臣
郵政大臣 小澤佐重喜君

出席府委員長
（郵務局長） 浦島喜久衛君
郵政事務官

十月二十九日

お年玉つき郵便葉書等の発売に関する法律案（内閣提出第一四号）は撤回された。

同日

お年玉つき郵便葉書等の発売に関する法律案（内閣提出第二二号）の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した事件
国政調査承認要求の件
お年玉つき郵便葉書等の発売に関する法律案（内閣提出第二二号）

第一類第十三号 郵政委員会議録第二号 昭和二十四年十一月二日

郵便物運送委託法案（内閣提出第一号）（予）
郵政行政に関する説明聴取

○石原委員長 これより会議を開きます。

この際お諮りいたします。本委員会の活動を一層活発ならしめるために、遅滞なく運営いたしまするために、国政調査の承認を要求いたしたいと思ひます。御異議ございませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○石原委員長 御異議なしと認めます。それでは衆議院規則第九十四條によりまして、国政調査承認の要求書を議長に提出いたさねばなりません。が、要求書の内容につきましては、委員長に御一任願ひたいと思ひますが、御異議ございませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○石原委員長 御異議なしと認めます。

○石原委員長 次に郵政行政の近況につきまして、当局より説明を聴取いたしたいと思ひます。

○小澤國務大臣 まず今回の国会法改正並びに衆議院議事規則の改正によりまして、新たに郵政委員会が誕生いたしました。皆様方にはその委員に御就任なされまして、お祝いの言葉を申し上げると同時に、今後よろしく御指導、御鞭撻あらんことをお願い申し上げます。郵政事業の現況でございますが、まずさかのぼりまして、本年度の予算

編成当時の模様から、お話を申し上げたいと存じます。御承知のように経済九原則、あるいはドッジ・ラインの線に沿ひまして、従来の通信事業は一般会計からの繰入れによつて、ようやくその收支を合せておつたのでありましたが、二十四年度の予算編成にあたりましては、従来一般会計から繰入れて来まして、その費用を一切当てにせずに、いわゆる独立採算制を樹立いたしましたのであります。この独立採算制の樹立にあたりまして、もちろんここで申し上げておきたいことは、当時より郵政事業と電通事業が分離することを予想しておりましたので、この二つの事業を、同じ通信省でありましたが、予算面におきましては、まず大きく郵政事業と電氣通信事業とを二つに分けて、しかも二つの特別会計という構想のもとに、昭和二十四年度の予算が編成されたのであります。従ひまして二十三年度におきましては、約七十億程度の一般会計からの繰入れによつてまかなつておつたのでありましたが、いよいよ本年度の予算編成にあたりましては、結論におきまして郵政事業で約五十億の不足を生じておつたのであります。五十億以上でありましたけれども、切りつめたところが、どうしても五十億足らなかつたのでありまして、はなはだ遺憾でございますが、郵便事業のうちのがきを除いた一般郵便物の値上げをいたしまして、これによつて四十九億をまかなうことによつて、ここに独立採算制というものが施

行されるに至つたのであります。その後このような予算の執行に進んで参りましたが、遺憾ながら現在までの段階におきましては、完全な予算当時の収入がございせん。一箇月に約一億四程度、予算数字から見ると赤字を示しております。しかし現実には支出をした金額と、現実に入りました歳入面から見ると、経費の節約を極度にいかつております関係上、必ずしも赤字はございせんけれども、予算の歳入面から見ると、大体一箇月一億程度の赤字になつております。しかし昨年度の成績、あるいは一昨年度の成績等から考へてみますと、値上げによる利用減は、やはり六箇月程度たなければ回復しないというやうな数字を示しておりますので、この点について必ずしも悲観だけを唱へるものではございせん。むしろ今月から来月、あるいは一ヶ月にかける郵便の多く利用される時期等を目標にしながら、しかも内部的には一大増収運動というやうなものを起しまして、たとへばこれから御審議願うところのお年玉つき郵便はがきというやうなもの、ひつきようするに一つのねらいは、赤字を補填したい。すなわち増収をはかりたいという念願はかならぬのであります。なお昨日から展開いたしております郵便週間というやうな事業も行ひまして、極力増収に向つて進んでいるやうな現状であるのであります。従ひまして昭和二十五年年度の予算の編成にあたりまして、必ずしもこの独立採算制が破綻すると

いうやうな考えは持つておりません。で、なお強く健全な独立採算制を維持したいという見地のもとに、しかも郵便料の値上げをなすことなく、またサービスを低下させることなくして、この独立採算制を維持したいと考へてゐるのであります。ついででありますから申し上げますが、二十五年年度の予算も、大体政府だけで内定をいたしております。その内容は大体数字において二、三十億の増にはなつておりますが、特別に申し上げることもございせんけれども、ただ一点申し上げたいことは、従来郵政事業の局舎の建設、たとえば郵便局の改築とか、あるいは庁舎の改築という費用は、一切減価償却の金額から持ち出して参つたのでありますけれども、終戦後幾失あるいは腐朽した建物等を考えますときに、この減価償却の金額だけでは、郵政事業の復興がおそ過ぎるという見地から、ごく少額でございますが、十億程度の公債を公債に求めまして、この十億円の公債で、たといわずかでありまして、すみやかに郵便庁舎その他の復旧、復興にささげたいと考えておるやうな次第でありまして、その他の点につきましては、大体本年度すなわち二十四年度の予算と同一構想のもとに、編成されておるのであります。その次の問題は、皆さんに御審議をお願いいたしました郵政省設置法並びに電氣通信省設置法の施行に伴ひまして、従来

電氣通信省が設立されたのであり、また、この二省に分立いたしました理由につきましても、該法案の審議の際に詳細に御報告申し上げて、皆さんに御承知のことと存じますが、要は従来の通信行政のきわめて非民主的な運用であつたものを民主的に、それから非能率的であつたものを能率的にする。あるいは非企業的であつたものを企業的に改組するというのが、この二省分割の考え方でありまして、同時に二つの法律の根本の精神でもあるのであります。私もこの法律の精神を十分尊重いたしまして、あらゆる面でこの郵政事業の発展に資しておるような次第でございます。

第三に申し上げておきたいと思うことは、例の行政整理の問題でございます。行政整理は、言うまでもなく国民負担の軽減というを中心になんか置かれて、歴代内閣が相当困難であると考えられた、いわゆる歴史的な難事業をなし遂げたつもりでおるのであります。その構想を申し上げますと、当初三万八千人程度の減員という考えを持つておりましたが、いろいろ再調査をいたしました結果、結論において三万八千人というのを四万八千人ということにあらためて変更いたしました。昭和二十四年の三月一日の予算定員に對して、四万八千人を減じたのが、先ごろ御審議を願つた郵政省の定員法の定員であるのであります。しかしこの行政整理を施行するにあたりましては、当初この問題が具体化する前、すなわち私が通信大臣に就任するやいなや、当然適当な時期に行政整理は敢行すべきものであるという見地に立ちましたので、まだ具体的な政府の方針

も、具体的な数字もきまらないうちに、私の考えをいたしました。長年の間職場に働いておつた職員諸君が、自分の意思に反して行政整理をされることは、まことに気の毒であるという見地のもとに、たとい一人でもこの整理による対象となる人を少なくしようということがある、私の大きな責任の一つであるという考えをいたしました。また、先月二月末でございましたが、全地方に私の考え方を指示いたしました。今後新たに欠員が生じた場合に、その補充は一切差控えておく。新たに採用する場合に、必ず本省の特別の許可を受くべしという指令を出しました。その指令によりまして、各地方の職員諸君は、自分たち同士の犠牲者を一人でも少くすることのために、一時定員が少いために、自分たちの業務の量が非常にふえることも我慢しまして、私の方針に非常に熱心に盡してくれました結果、ただいま申し上げました四万八千人の、実際に整理しなければならぬ数が、現実に整理する時期の八月上旬におきましては、実際問題として一万一千五百人を整理するだけで、四万八千人の目的を達成し得たということ、これは、不本意ながら私は、この私の方針に賛成し、努力をしてくれました従業員諸君に感謝の意を表するとともに、私自身も満足いたしました。おる次第であります。

以上のような形で行政整理も予定通り、職員諸君の協力のうちに終了いたしました。しかしながら現在におきうような方面におきましては、多少のこぼれがございますが、一日もすみやかにこのこぼれを調整いたしまして、本来の定員数で業務を担当してもらうべく、日夜検討を進めておるような次第でございます。こういふような状態で、大體行政整理ということも一応終了いたしましたので、今後は極力国民大衆に対する郵便サービスというものを充実すべく、心がけておるような次第であります。

なおさらに申し上げたいことは、先ほど申し上げました通り、この郵便事業の独立採算制を施行することになつた結果、また同時に定員法によつて職員の数に一定の制限を受けることになつた結果、従来二百ないし三百のいわゆる特定郵便局というものを年々増加して参つたのであります。この特定郵便局を従来の通り伸ばして参りますと、同時に、一方定員面におきましては定員が著しく増加したものであります。そこで非常に苦しい結果、ここに第五国会で簡易郵便局設置法というものを御審議願ひまして、この簡易郵便局により、ただいま申し上げました特定郵便局の増加によつて生ずる赤字をなくすと同時に、定員法によつて制限された定員数を食わずにやつて行けるような考えのもとに、簡易郵便局設置法を施行いたしました結果、先月の中旬から今月の初めになつて、実施に移されております。この数も、大體最初は本年度中に全国で三百局程度に考えておつたのであります。地方からの要望が非常に多くありますので、こ

こでさらに予算の操作を行ひまして、年度内に少くとも四百八十あるいは五百程度の簡易郵便局を設置いたしました。そして、文化の程度にあまねくな

しまして、郵便事業の恩典に浴せしむるよう努力をいたしておるような次第でございます。

さらに保険事業でございます。この保険事業も、年度当初におきまして大體二十億というものを目標に邁進して参つたのであります。最近におきましてすでに十七億という実績を得ておりますので、目標通り二十億の被保険者の増加ということも、必ず年度内に実行できるものと考えております。

次に保険積立金の運用問題でございます。これが第五国会においても衆参両院におかれまして、満場一致で運用を郵政省でなすべしという決議がございましたので、私もこの決議の趣意を体しまして、極力その線に向つて努力をして参つたのであります。

幸いに大蔵大臣も、再三の交渉の結果、私の主張と国会の要望とを率直に認められまして、従来大蔵省で扱つて来ました積立金の運用を、郵政省に移譲することに異議がないということになりましたので、これまた閣議で了解を得ましてこれを決定すると同時に、私と大蔵大臣の連名で、関係方面に陳情をいたしておるような次第であります。さらに官房長官あるいは内閣総理大臣の援助を得ながら、現在当初の目的を貫徹するつもりであります。が、現状の見方においては、必ずしも樂觀を許さぬような状態であることは、まことに遺憾に存じますけれども、私どもはこの国会の要望と国民諸君の期待を考へますときには、全力を盡して最後までその要望にこたへんとしておるような現状であるのであります。

以上が現在の郵政事業の大體でございます。

いまするが、なお郵便貯金の問題について申し上げますならば、郵便貯金が最近、すなわち去る九月二十四日をもちまして、郵政省が多年の念願でありました一千億の貯蓄総額の目標が達成されましたので、せんだつて日比谷の公会堂でこの祝賀のつどいを催したような次第でありまして、この点におきまして、私も当初考えておりました通りの郵便預金の増加を示しておるのであります。すなわちこの郵便貯金は、昭和二十一年度におきましては、大體五百億であつたのであります。

それが二十二年におきまして下り坂になり、二十三年の初めまでも下り坂でありましたが、昨年の九月以来、どん／＼増加いたしまして、昨年の九月におきましては六百億、本年の一月現在におきましては七百億、三月におきましては八百億、七月に九百億、九月二十四日に一千億突破という好成绩を示しておることは、まづたく皆さま

方の御協力のおかげと申すところ、感激にむせんでおるような次第であります。まず事業面におきましては、私どもの理想通りに進んでおるつもりであります。その点だけは御了承願ひたいと存ずる次第であります。なおごく荒筋だけ申し上げましたので、あらためて皆さんから御質疑等がござい

ますれば、御答弁を申し上げます。ことにして、一応郵政事業のあらましを申し上げて、御了解を得たいと存ずるものでございます。

○石原委員長 ただいまの説明に対して御質疑ございせんか。
○井之口委員 大臣の今のお話では、行政整理が非常に円満に行つたようなお話でございますが、国政調査におき

まして言われております通り、またわれ／＼が実地にいろ／＼な方面で見聞するところによつてもそうでありますが、非常に労働強化された。とりわけ今までの行きがかり上、電通のことを申し上げておきますが、電話交換手のようなものの労働強化が、非常にきつものがあると思われるのであります。そういう点も十分、その後地方の方の調査を、大臣の方においてなさつていらつしやつた結果の、今の御報告でありますかどうか。その点をひとつお聞きいたします。

○小澤國務大臣 その後の経過等も、今日までの現状も調査しての私の話であります。今井之口君のお話のように、局部的には多少定員がまだ充実にないところがございます。というのは、できるだけ行政整理によるいわゆる退職者を少なくするという趣旨から、ある程度において、ある局では定員以上に、ある局は定員以下であるものも、合計して定員になつておるのがありますので、この人が配置転換に際しないと言へば、一方においては定員以下で仕事し、一方においては定員以上である。その趣旨はどこにあるかというところ、私どもは配置転換をすることによつて、犠牲者を少なくするということを念願した結果、そういうところがございます。かつ福利厚生施設等も考慮の上で、納得の行つた上で、この配置転換を完全に行へば、理想通りということになります。ただいま申し上げたような経過を持つものでありますから、でこぼこの点ももちろん多くの中にはございすけれども、これに対しては極力本来の定員の姿にもどつて、い

○井之口委員 なお整理された人員に對しましては、これは大臣の今までの御答弁、いろ／＼前の議會においてのものもあるのですが、決して思想その他政黨支持關係によつて臆してないということも言われておりました。が、實際やられた結果を見ますと、労働団体の幹部の人で進歩的な人たちが、あるいは共産黨員というふうな者が、やり玉に上つておるようでありま

○小澤國務大臣 この問題については、井之口君からたび／＼聞かれるのでありますが、いくら聞かれましても、この前申し上げた通りであります。すなわち行政整理に當つて、特定の黨の黨籍を有するから、これを整理するといふ基準は、全然つくりません。具体的に言へば、民自党だから残す、共産党だから切るといふような標準はございせん。しかしながら整理基準に該当するものであれば、それは民自党であろうと、社会党であろうと、共産党であろうと、遠慮なく整理をいたしております。その結果見方によつては、共産党が非常に多いといふ井之口君の見方でありま

○小澤國務大臣 第一番の、おそらく再採用する場合に、そういう完全な公務員として欠点のない人は、考慮に入れるかという質問点の、考え方とありますが、それは当然入れます。たとえば一月一日から定員を多少ずつ削つてお

が多かつたということ、これは私たちは共産黨員が多いかどうかわかりません。なぜかという、共産党に入つたといつても届出があるわけなし、履歴書に書いてあるわけでもありません。要は公務員としてふさわしい人が残つておられます。整理基準に當てはまつた人が自然整理された、こういうことになつております。

○井之口委員 局長から、非常に精勤者であり、技術の点においてもすぐれておるし、いろ／＼な表彰をもらつておる人たちがおるのであります。そういう人たちに對しては、今の方針にもそむくかと思ひますので、それならばあらためて考慮される意思はありませんでしようか。

な。お年末にもなりますし、お年玉の問題さえも出て来る状態で、年末のいろいろな給與の点がどうなつてゐるか、この点について伺いたい。それからこの間の本會議におきましても、寒冷地のいろ／＼な手当なんかの質問も出たようであります。この点も郵政省方面においてその準備ができておりますかどうか。

○小澤國務大臣 第一番の、おそらく再採用する場合に、そういう完全な公務員として欠点のない人は、考慮に入れるかという質問点の、考え方とありますが、それは当然入れます。たとえば一月一日から定員を多少ずつ削つてお

第三の寒冷地手当並びに石炭手当の問題であります。この問題はすでに第五國會で法律化されて、しかも法律が施行せられ、また人事院からもこれに基づく勧告もありましたので、政府はさつそくこれを調査いたしました。一応の成案を得まして、関係方面の了解を得べく、いろ／＼と折衝を續けておるのであります。不幸にして運輸省關係の予算が、關係方面の了解を得る程度までに進んでおりません。しかしながら現状の北海道あたりの石炭の手当をもらふ人たちの立場を考え

てはおけないというので、一応せんたつて一つの暫定措置を講じております。暫定措置だけではいけませんから、本来の法律の規定通り急いでおりますが、これはこの國會が御審議を願

○井之口委員 先ほど人員の点において、でこぼこがあるというふうな御話でございしましたが、ひとつこれを至急調査の上、でこぼこはどんなふうになつてゐるか、報告していただきたいのです。今すぐというわけには行きませんでしようか。

なお先ほどの御報告で、積立金の運用問題がそのまゝになつておるといふことですが、これはどういふ混亂のためにそういうふうになつておるものか。將來これをもつと進める上においては、どういふ腹案を持つておいでるか。この点をひとつお聞きしてみたいと思ひます。

○小澤國務大臣 定員のでこぼこについては、後刻人事部長から調査の上御報告申し上げます。積立金の運用の問題でございしますが、これは御承知の通り今から三年くらい前に大蔵大臣あてに、從來大蔵省で扱つておつた積立金の運用を、資金の一元的な運用という立場から、大蔵大臣に移すことが適當だ、こういう指令が来たので、從來逓信省でやつておつた積立金の運用を、大蔵大臣が運用することになつたのであります。しかしながらあの當時における日本の経済状態と、現状の経済とは違ふという点ばかりではなく、地方から吸収いたしました財源というものを、またその地方に還元することな

く、他の地方にいたずらに動かすというようなことは、これは理想から言つてもよろしくないし、また一方保険の積立金の本来の性質を考へてみると、この簡易保険のねらいは、要するに国民の中の最下層の人が、不慮の災害にあつた場合における明日の安全弁として設けられておるのであります。従つてこれによる経費というものは最小限度にとどめて、そうして保険契約者の負担を最小限度に少くするの、われわれの理想でなくてはならぬのであります。ところが現在大蔵省で積立金を運用いたしております結果、この百数十億の積立金の利率が、現実においては八分六厘程度にまわつておるにもかかわらず、保険特別会計に入つて来るのは、四分あるいは四分五厘程度なのです。あとの四分というものは大蔵省がやつておるために、その実費というやうな形で保険特別勘定に入つて来ないのです。四分というものは約八億から九億、約十億に該当するのです。年に十億というやうなものは、いわゆる保険契約者に対する利益償還という意味において、配当金として出すのが、むしろ簡易保険の本来の姿でなければならぬというの、私どもの考へでありまして、こういう面におきまして、ただいまの積立金の運用は、郵政省でやるのが適當だという強い信念を持つておることは、国会の決議にあつたと同様であります。従いまして歴代内閣もこれを考へておつたのであります。現内閣になりまして、先ほども申し上げました通り、大蔵省ではなか／＼われ／＼の主張を率直にくみ入れてくれなかつたのであります。幸いに皆さんの決議もありま

したので、大蔵大臣と再三交渉の結果、私のただいまの主張を認めて、日本政府といたしましては、郵政省に積立金の運用をさせることが適當だという結論になつたのであります。ところが先ほども申し上げました通り、この積立金の運用を大蔵省でやるというの、先方からの指示によつてやつておるのでありますから、その指示が取消されない限りは、日本政府だけでどうしようできないのであります。従つて私も大蔵大臣と私の名前で、まず閣議でこういうやうな決定を見て、国会ではこういう決議があつたのだから、すみやかにその指示を取消して、日本政府の考へる通りに運用さしてくれという陳情書を出しておつたのであります。陳情書を出しておつても、これだけでは諸般の事情がただちにわれ／＼の要求を入れてくれそうもないので、先般吉田総理大臣にも御盡力を願つて、向うと交渉中であります。また政府の代表者という意味で、官房長官なども再三マーカット代将などと会つて、日本政府の考へ方を強く懇請しておるやうな現状でありまして、要は私どもの考へも非之口君の考へも同じことだと思ひますが、関係方面のこの運用に関する、すなわち資金の統制一元化という問題を離すことがいかに悪いか、すなわち私どもの主張の利益と、日本の経済の現状において資金の統制が一元化されることと、どちらが利益があるかという点について、いろいろ御検討中だと考へております。しかし私どもはどこまでも当初の信念に向つて、極力これが実現されるやうに、現在も努力を継続中でありま

うつちやつて置くわけでも何でもありません。

○井之口委員 見返り資金の方から、融資がこつちに來ているだらうと思ひます。そういう方面の使途の状況、それからそれに対して何かきつゝい條件がまだついておつて、将来今言ふやうにいろいろな縛られるやうな趣旨があつて、政府の意見も国民の意見も通らぬことになつてやうなことはありませぬか。また電氣事業には諸機械の購入が重要であります。そういうふうなもの、購入も、外国からの輸入にまつやうな傾向にあるのではなからうか。またその製造につきましても、外資の入つてくるやうな工場に注文を一方で出すというやうな方針ではなからうか。その辺の実情をひとつ承りたいと思ひます。

○小澤國務大臣 お答えしますが、郵政事業には見返り資金は本年度は一文も入つておりません。先ほど申し上げました通り、従来局舎の建設というやうなものを減価償却で行つておつたのであります。これでは荒れ果てた郵政省の局舎をすみやかに復興することには困難であるから、来年度わずかでありましたが、十億だけを建設資金として見返り資金で運用できるように、日本政府だけでは内定いたしておりました。しかしながら二十四年度の予算では、郵政事業に関する限り見返り資金は一文も使つておりません。おそく井之口君のお話は、電氣通信事業の本年度の百二十億の問題であらうと思ひますが、この委員会とは違ひますけれども、せつかくの井之口君の御質問でありますからお答えいたします。この百二十億は、当初の計画通りこの百二十

億と、減価基金に行く四十二億、終戦処理費から来る二十億、合計百九十億の資金で、電話の復興建設が本年度進行中でございまして、これが竣工したあかつきは、計画から申し上げますと六万七千個の電話、三万個の接続電話、二千個の自動電話というやうな目標のもとに進んでおりますが、年度当初において見返り資金の運行の方針が少しく遅れたために、多少予定よりは工事が遅れておりますが、現在ではこの資金がフルに入つておりますので、この計画通り年度内に完了するつもりであります。さらにこの資金を借りたがために、将来この資金が大きなたかりになつて、電氣通信事業に對していろ／＼さしさわりが来るのではないかと、これは大抵五分で、年限はきまつておりませんが、大抵十五年間の公債で発行しておりますから、利息を返す責任と、それから元金を期限に返す責任は負いますけれども、それ以外の拘束は全然受けておりません。それから電氣器具の製造問題でございまして、日本の電氣通信事業の発展のためには、電氣器具のメーカーと歩調をそろえて進んで行かなければ、ひとり電氣通信省だけが進みまして、これは絵に描いたばちになつてしまふのであります。従つて電氣通信事業が次々と進展すべき、あるいは建設さるべき計画と、メーカーの経営というものが、ある程度了解し合つて進まなければできないのであります。その辺につきましましては従来もそうでありましたが、今後密接な連携をとりまして、電氣機器のメーカーが突然自分の計画を変更したり、事業を縮小したりする

ことがないように、円満な協調をとりながら進んでおるやうな現状であります。

○淺沼委員 井之口君からの質問で大体了承したのですが、二点ほど伺つておきたいと思ひます。これは、誠意いたしました場合の一つの標準——まあそれによつて誠意されたことであらうと思ひます。いろいろ非協力者というので首を切つてゐるの、大分あるやうであります。一方非協力者というの、いろいろやうな内容を持つのか。少し私に内容を聞かせておいていただきたいと思ひます。というの、多かれ少かれ多数の人間が閉結をいたしまして、団結した者の中から意見が出て参りまして、その意見をとりまゝめて、上部の方に何か出して参らうとする場合におきましては、案外形の上においては非協力的な形が出て来るのであります。自然そういうやうなことから、首を切られる人が相當あるやうに私は承つております。要するに表向き労働運動をやつておりますならば、当然民間においては資本対労働の関係におきまして、対立の間に妥協もし、あるいは話し合ひもつけて行くという形が出て来るのであります。一体で根本の産業そのものについては一体でありますけれども、利害が相反するやうな形が現われて來ておると思ひます。従いましては國家のいわゆる行政官としての立場から來るものと、單なる労働の提供者との間におきましては、おのずからそこに隔たりがあると思ひます。従つて多数の労働の提供者が集團して何か要求した場合に、どうも非協力という態度に出る

うものをかさに着るような気があつたのでありまして、これはどうも私は当を得たやり方ではないと思うのであります。一体ポナナスというのは、今労働が強化されていることが一つ、物価の値上りが一つ、さらに何か法律によりまして、年末に仕事もまたぶさるような法律も出ておるようでありまして、そうなつて参りますと、自然念を出してやらなければならぬことになつて参ろうと思うのでありますが、ピナで行くのか。實際ポナナスは出ぬのか、またポナナスが出ないのに空

伝されることは、單なる自分の考え方で、誠心誠意やるのだ、誠心誠意やるには違ひないけれども、客觀情勢が善くないということが初めからわかつておつて、それをするとはいかぬのであらうかと思ふのでありまして、一休庵府はいずれをとられるか。貨金ペーパをとられるか、あるいは年末貨與としてた形の方をとられるのか、また両方とつて必ず出すのか、こういう点をきよつと聞かしていただきたい。

○小澤國務大臣　吉田総理がこの貨金ペーパの問題でどういう答弁をしたか存じませんが、少くとも吉田総理の言われた趣旨は、もし人事院が、人事院

の職務で政府に勧告した場合には、そのときに適当に考慮して善処する。その中には必ずしも上げるとか、あるいは動かすという観念は、入つておらぬのだらうと思うのであります。ただ注制の立場上、人事院は勧告する権利があるのでありますから、これを否定することでもできないし、それを考慮する必要があるということを言うことは必要はないということでは、きませんから、とにかく現在の段階では賃金ベースを変更する考えはござい

ませんが、あらためて人事院あたりから合法的に勧告があつた場合には、その勧告の対策を検討し、また財政方面ともならみ合せて、あらゆる角度から政府の態度を決定する趣旨だと私は受取つております。

それから今の賞與の問題であります。給與ベースと賞與はどう考えるか、それから実行方法はどうかという問題でありますが、大体今後の資金と物価をどう考えて行くかということが、前提になると思うのであります。

従つて日本政府といたしましては、できるだけ現在の貨金と現在の物価で、来年度の予算を編成したいという念願であります。現在では困つておつても、こういう方針が政策として具体的に決定した暁においては、恒久的に給與を變更しなくても、一時的の措置をとつたならば何とかしのげるのではないかと。しかも財政の安定ということを深く考慮に入れますときに、いたずらに貨金ベースを改訂して、經濟の根幹を乱すようなことになつては困るというところに重点を置いております。また一方公務員諸君の生活の現状、それから民間の貨金ベースとの差というものを考えてみますと、何らかの措置を講ずることが、ほんとうの実情に沿うた政治ではないか。こういう考え方から、名前は賞與ともつけません。あるいは年末調整金とも飾つておりませ

参ります。従つて私どもとしてはこういうものを祕密にいたしておつたのでありましたが、新聞社の方で発表いたしましたものでありますから、一応真相相だけは御報告申し上げるのであります。要するに現在の公務員諸君の窮状、それから日本財政の安定という大きな線から、これをどう調和して行くかというような、いろ／＼具体的な意見が出ますと、今のうちに年末調整金金という議論も出て来るのであります。私どもは必ずしも名前は賞與とか何とか考えておるわけではありません。もちろん所得税の減税によつて公務員の実質賃金を上げる。それからやみ物価を撲滅して、やみ物価の値下りによつて実質賃金を向上する。あるいは配給量を増大してどうこうというような総合的な見解のもとにこの矛盾を調和して、何とか切り抜けて行きたいというのがわれ／＼の念願でございます。今ただちに賞與にすべきか賞金にすべきかという結論は、まだ得ておりませんし、またこれを手段として、国民にこれを発表して、内閣がちよつとでもいい子になろうというような考えは、現内閣は毛頭持つておりません。ただほんとうに公務員諸君が困窮りになつてゐる窮状を思うときにいろいろな議論が出て来て、何らか実現したいという希望を持つてゐることだけを御了承願ひたいと思います。

○淺沼委員 よくわかりました。現業の人をよけい扱つておられる省でありますから、ひとつ下で働いている人たちが暮れを榮に暮せるように、大臣は特別の御奮闘を願つておきたいと考えるのであります。

思いますことは、今大臣の言葉の中に、昭和二十五年年度の予算について、これは大蔵省の關係で言うのが当然だかと思うのであります。が、物価と賃金は前年度を踏襲した形で行く。これは予算のことは抜きにいたしまして、一体郵政省關係においては、昨年の給與ペースと、今の關係からいたしまして物価の問題をそのまま去年通りに見て、郵政省並びに電通省、大臣の關係しておる二省においては、實際上の作業ができるのでしょうか。そこに非常な疑問を私どもは持つのであります。これはただ見通しだけを伺っておきまして、これ以上はこの委員会の性質が異なりますし、なお予算全体に関する問題でありますから、ただどういうお考えであつたかということだけを伺つておきたいのであります。

○小澤國務大臣　淺沼君の御承知の通り、郵政省の事業としては一応物価も賃金も現在並という建前でございます。しかしながら補給金の削減によりまして基幹産業の、たとえば石炭とか鉄とかいうようなものが、自然の値上りが生ずると思います。もちろん企業努力によるコストの値下りを考慮しましても、やむを得ない値上りもあるかかとも思います。しかし一方生産の増強と統制の撤廃によつて、自然の値下りのものもあるものがございますので、一応平均では現状の物価通りでありまするが、

今申し上げました補給金の撤廃によつて、多少上るべきものがあることは予測しながら、総金額では現在の物価通りで考えてやつております。

○大和田委員　ちよつとお伺いします。が、簡易郵便局の開始は、少くとも今

文化に恵まれなかつた人々が、非常に喜んでおる現状であることは御承知の事實であります。また郵政経済という面からいたしましても、期待するところが大であると考える次第であります。そこにおきまして今お話のありましたごとく、当初三百の予算であつたものが、四百八十となり五百になつたというところであります。さらに今後事情を斟酌して、十分調査の上に、開始せねばならぬ地帯があれば、五百の線でとどめずして、適當の時期におきまして増設開始するの方針があるかどうかということが第一点であります。

次には、こうしたような地方民が暮ら
んでおる施設ではありまするけれど
も、これが不なれであります関係か
ら、十分の指導と監督とが必要であ
ると思うのであります。もちろん現在
におきましても所屬郵便局、その他監督
者等の段階に入つておると思うのであ
りますが、もしこれが徹底しないとい
うことによりまして、不祥事件が起き
るということになりますれば、せつか
くのこうした施設も、あるいは郵政全
般に汚名を残すというような場合なし
としないのであります。この点から考
えまして場合において、これが監督に
あたつてどういう方針で進んでおる
か。あるいは進まんとするものである
かという二点につきまして、お伺いし

ておきたいと思います。

○小澤國務大臣　簡易郵便局を本年四百八十ないし五百で満足するつもりかというお話でありますが、当初三百と決定いたしましたのは、大体これが一般世間にも知られていないし、この

で、三百という決定をしたのであります。ところがやつてみますと、現在八百近くの申出があります。しかしそれを希望があるからすぐ許すというわけに行きませんので、この委員会では御審議いただきますので御承知の通り、この局を設けることは、他の局に影響するとか、あるいはこは近過ぎるといふような問題も多少ございますので、希望に対してさらに郵政省として、どういう弊害があるかないかを調査して、そうして今までの申出で許していかるべきだというのが五百程度でございます。従つて毎日のように新しく申請が出て参りますから、四百八十で困難だという場合は、予算の面を何とかいたしまして、できるだけ要望にこたえたいと考えております。必ずしも四百八十とか五百に制限されておらずせん。しかも予算的措置はごくわずかな問題でありまして、赤字になる心配はないのでありますから、私どももいたしましては、できるだけだいたいまのわく内のもはどん／＼許可をして、運用に当たりたいと思つております。

第二点の、新しい仕事でありますから、おそらく仕事に不なれのため、いろいろ／＼な犯罪が起きたり、あるいはサービスの不完全があつたりするといふようなことは、私もこれを認めて置するに先だつて心配しておつた事情なのであります。従つて本省といはしましては、全国の関係官を集めまして、一定の期間これに関する講習をいたしまして、そのよつて生ずる弊害を多少でも少くするという方針を立てておきまするし、現在も設置された郵便局に対しましては、過渡的に現場に行

ありまする集配局の担当者もきめてお
るような次第でありまして、できるだ
けそれによつて生ずる弊害がないよ
う、万全を期したつもりでありますけ
れども、いかにせん新しい事業であり
ますから、今大和田君の言われたよう
な失態も、あるいは少数起るかもしれ
ません。しかし私どももいたしまして
は、どこまでもその弊害が生じないよ
うな、万全の措置を講じたいと考えて
おります。

○井之口委員 今簡易郵便局の問題が
出ましたが、この簡易郵便局は監督を
非常に厳重にしないと、いろいろな弊
害が起つて来ると思うのです。現に特
定局でさえも、この間私が淡路で調査
いたしましたところが、淡路の志筑の
局長であります、特定局長でありな
がら、漁業組合長を兼ねておる。そ
うしてほとんど局にいない。郵便局の
金庫の中に漁業組合のお金を入れてい
る。そうしてそれがなくなつて、郵便
局長がそのためにみんな嫌疑を受け
て、警察へ引張られて調べを受けたと
いうような事実もある。こうしたこと
もそのときに私は注意はしておきまし
たけれども、なお局の方においても、
大臣の方においても調査して、そい
つた点をひとつ注意して、そい
う弊害がさらにこの簡易郵便局などに起
らないように御協力願いたいと思いま
す。

○小澤國務大臣 井之口君の御注意は
ごもつともございまして、私どもと
いたしましてはそいふ事態が起らぬ
ようにやつております。しかしながら
何しろ一万数千の局のごとでございま
するし、いろいろなこと起りましま
うが、起りましたときにはどうぞ御遠

慮なく御注意願いますれば、これに對
する適当な措置を講じて、将来に向つ
て心配のないように努力したいと思え
ております。

○風間委員 行政整理後の実情につき
まして、愚見を述べて御参考供し、
第二次行政整理につきまして、大臣の
御意見を承りたいと思ひます。先ほど
井之口君からは、行政整理後はたいへ
ん労働強化になつておると、いろいろ
な御意見があつたのでありますが、私
の調べた範囲におきましては、それは
統計として発表するほど大がかりな調
査をしたわけではないのであります。調
査が、老若男女、各地区にわたつて一般
の国民の御意見を徴してみると、行政
整理後の鉄道と郵便は、たいへん親切
になり、正確になり、迅速になつたと
いう好評を博しておるというところは事
実であります。あえて私は郵政当局者
のちようちんを持つわけでも何でもな
いのであります。いいことはいい、
悪いことは悪い、公正な考えのもとに
申し上げるのであります。これは行政
整理によつて綱紀の肅正が保たれ、
なまけておつたり、職務規程に反した
り、あるいは労働組合運動等の行き過
ぎがあると、ああいう目にあつたとい
うことが、職場の大きな戒めとな
つた結果ではないかと思ひるのでありま
す。なるほど私どもをして言ひしむれ
ば、親切、迅速、正確という窓口事務の
あり方、あるいは配達事務のあり方の
理想から言つて、現在なお理想には隔
たりがあるようでありましかれども、
行政整理後は、整理以前よりはよくな
つたといふことは、争うことのできな
い事実であると思ひのであります。な
るに従員側につきまして、私も知り人

が郵便局に働いている方が多いのであ
ります。そいふ方面から忌憚のな
い意見を徴してみると、行政整理以前
は、郵便局員としての職務のほかに、
九月政務であるとか、八月闘争である
とか、いろいろ新聞記事をにぎわした
闘争の言葉がありまして、ああいつた
ものに開連いたしまして、就業時間が
終わった後に、夜おそく深更に至るま
で、地区何とか委員会、何とか準備会
とか、協議会というやうなもの盛ん
に行われまして、労働組合に關係して
おる幹部と称するやうな人々は、郵便
局に働く仕事よりも、その方で疲れ
る。寝不足になるといふやうなことが
ありまして、最近はそのやうなことが
おやや少くなつたので、大いに助かつ
ておるといふやうな実情を私は聞いた
のであります。あれこれを総合して
考えました場合に、なるほど労働強化
になるといふやうなことは、郵政当局
におきまして今後慎重に御研究を賜
わなければならぬことであります。こ
が、行政整理の結果が期せずしてそ
ういふよい結果になつて、職場におい
てもまじめな人たちに喜ばれて、一般
国民の郵便局を利用する人々も喜ばれ
結果となつたといふことは、まことに
私も満足するところでありまして、こ
れを機会に第二次行政整理をもつと
徹底的にやつてもらいたいと思ひので
あります。そいふ点につきましてひ
とつ大臣の御見解を承りたいと思ひま
す。

○小澤國務大臣 今風間君から非常に
おほめの言葉をいだいて感謝いたし
ます。しかしながらおほめの言葉があ
つたからといって、ただちにゆだんす
るというやうな態度ではいけないと思

うのであります。もし従員がそ
ういふやうにまじめになつたならば、私
どもはこの従員のために、よいサー
ビスを国民に與えることができるので
あります。この従員諸君の福利
厚生といふことに慎重な考慮を拂つ
て、できるだけ努力をすることがむ
しろそれに報いるわれわれの任務であ
ると心得ております。一方井之口君か
らは、いかぬといふ点もございま
し、これもまた慎重に考えて、そい
う事態の起らぬやうに考えることが必
要であります。要はおほめにあずかつ
たからといつてうぬぼれて満足して
りませんし、またしかられたからとい
つて怒るやうなことはいたしません
で、両方の御意見を十分に徹底するよ
うにしたいと考えております。

○大和田委員 ちよつとくだいようで
あります。言葉に語弊があります
るが、貧乏世帯の郵政として最も重要
な積立金の運用につきましては、とこ
とんまでお話になつたやうであります
が、正直なところ、といふと大臣が
正直でないことを言つたやうでありま
すが、正直なところ今後融資が再開に
なりましかどうか、ほんとうのお見通
しを承れば幸ひだと思ひます。

○小澤國務大臣 この積立金の運用に
ついては、先ほど井之口君にお答えし
た通り、これ以外の何ものもございま
せん。なお大和田君は要するにお前た

ちの見通しとして可能かどうかとい
うこと、最後のねじめを押さようとい
うのであります。それは私どもとし
ては必ずしも現在樂觀できないと思
ております。従つて樂觀ができないか
ら、また新しい何かの手を打つことが
必要じゃないかといふので、いろいろ
その打ち方を考えておるやうな次第で
あります。

○石原委員長 ほかに御質疑はござい
ません。——この際委員長からも政
府当局にちよつと希望を申し述べてお
きたいと思ひますが、元來郵政行政は
非常に地味な行政であります。がため
に、これは現在だけではありませ
んが、十年一日のごとく、一向画期的な
変化も見られないといふやうな状態
はないかと考えております。現に郵政
行政が独立採算制であるにかかわらず、
この補填もなか／＼容易でないとい
うやうな見通しのやうであります。こ
れではせつかく出発いたしましたこ
の郵政の特別会計の将来が非常に危ぶ
まれますので、こゝで一つ根本からこ
の問題に対して御検討をお願いいたし
ます。ちよつと政府としましては、冗費の節約
その他いろいろ、この赤字を消すこと
に對して御努力なさつておることは、
本委員会においても率直に認めること
ろではありますけれども、ただ單なる
消極面だけを見ないで、全體的に持
つております強大な組織を活用いたし
まして、郵政行政がもつと画期的に発展
運用される面があるのじやないかと
いふことを私どもは考えるのでありま
す。これからは郵政委員会が格段の努
力をいたしまして、政府と郵政業務に
つきまして徹底的に研究をいたしまし

て、協力したいと考へますので、政府当局におきまして今後積極面の方に特に一段の力を入れていただき、たいと希望いたしております。

○石原委員長 次に去る十月二十九日本委員会に付託されましたお年玉つき郵便葉書等の発売に關する法律案、及び二十六日に予備審査として付託されました郵便物運送委託法案の両案を、一括して議題といたしまして、審査に入りませう。

なおちよつと御報告申し上げますが、去る十月二十七日日本委員会に付託されましたお年玉つき郵便葉書等の発売に關する法律案は撤回されました。本日より御審査をお願いいたします。お年玉つき郵便葉書等の発売に關する法律案は、その後付託されたものでありますから御了承をお願いしたいと思います。

それではまず政府の提案理由の説明を求めます。

お年玉つき郵便葉書等の発売に關する法律案
お年玉つき郵便葉書等の発売に關する法律

第一條 郵政省は、くじびきによりお年玉として金品を贈るくじびき番号つきの郵便葉書（以下「お年玉つき郵便葉書」という。）を発行することができる。

2 前項の金品の単価は、二万円をこえてはならず、その総額は、お年玉つき郵便葉書の発行総額の百分の五に相当する額をこえてはならない。

第二條 郵政大臣は、前條の規定により発行するお年玉つき郵便葉書

につき、その發行前に、左に掲げる事項を告示しなければならぬ。

一 發行の数
二 売さばき期間
三 くじびきの期日
四 前條第一項の金品の金額又は種類及び当せんの数
五 前條第一項の金品の支拂又は交付の期日

第三條 第一條第一項の金品は、お年玉つき郵便葉書の受取人又はその一般承継人（お年玉つき郵便葉書が配達されなかつたときは、その購入者又はその一般承継人）に、もよりの郵便局において支拂い、又は交付する。

2 前項の支拂又は交付の手續は、郵政省令で定める。
第四條 前條の金品の支拂又は交付を受ける権利は、第二條第五号の支拂又は交付の期日から六箇月間行わないときは、時効によつて消滅する。

第五條 郵政省は、社会福祉の増進を目的とする事業を行う団体に對する寄附金を郵便に關する料金に加算した額の郵便切手又は郵便葉書（お年玉つき郵便葉書を含む。）を発行することができる。

2 前項の団体は、郵政大臣が、郵政審議会にはかつて指定する。
3 第一項の郵便切手又は郵便葉書には、同項の団体の名称又は記号及び寄附金の額を明確に表示しなければならない。

4 郵便局、簡易郵便局又は郵便切手類売さばき所において第一項の郵便切手又は郵便葉書を購入した

者は、その購入によつて郵便切手又は郵便葉書に表示されている額の寄附金をその団体に寄附したものとす。

6 郵政省は、郵便振替貯金の方法により前項の寄附金を取りまとめ、遅滞なく第一項の団体に交付しなければならない。
6 前項の規定により寄附金の交付を受けた団体は、第一項の郵便切手又は郵便葉書の発行及び売さばきのため郵便省において特に要した費用を郵便省に納付しなければならない。

7 前項の費用の額は、郵政省と第一項の団体との協議によつて定める。
附則
この法律は、公布の日から施行する。

郵便物運送委託法案
郵便物運送委託法

目次

第一章 總則（第一條—第二條）
第二章 業務委託の方法
第一節 競争契約又は隨意契約による場合（第三條—第七條）
第二節 郵政大臣の要求による場合（第八條—第十五條）

第三章 運送等の業務の取扱（第十六條—第二十條）
第四章 罰則（第二十一條—第二十四條）
附則
等一章 總則
（この法律の目的）
第一條 この法律は、郵便大臣が郵便物の取集、運送及び配達（以下「運送等」という。）を運送業者等に

委託する場合に關し必要な事項を定め、もつて郵便物の運送等を適正且つ円滑にすることを目的とする。

（運送等を委託する場合）
第二條 郵政大臣は、郵便物の運送等を他に委託することが経済的であり、且つ郵便物の運送等に關する業務に支障がないと認めるときは、この法律に定めるところに従い、これを他に委託することができる。

第二章 業務委託の方法
第一節 競争契約又は隨意契約による場合
第三條 郵政大臣は、郵便物の運送等を委託する場合には、競争による契約によらなければならない。但し、次條及び第八條に規定する場合、この限りでない。

2 前項の規定による競争に加わろうとする者は、郵政大臣において、運送等に關し必要な能力を有し且つその者にその業務を行わせ得る支障が生じないと認める者でなければならない。
（隨意契約）
第四條 郵政大臣は、左に掲げる場合に限り、隨意契約により郵便物の運送等を委託することができる。この場合においては、會計法（昭和二十二年法律第三十五号）第二十九條但書の規定にかかわらず、大蔵大臣に協議することを要しない。

一 競争に應ずる者がなく、又は競争者がいないとき、

二 競落者が契約を結ばないとき、
三 契約者がこの契約に定められた事項を行わないため、他の者に委託する必要があるとき、
四 郵便物の運送等のため必要とする種類の運送施設により運送事業を営む者が、第八條第一項第一号から第三号までに掲げる者に該当し、且つ、その数が当該区間に二以上ない場合において、その者の現に運営する運送施設を利用するとき、
五 動力による運送施設を使用しない、主として労力により郵便物の運送等をするとき、
六 災害その他の事由により臨時に郵便物の運送等をする必要があるとき、

2 前項の規定による隨意契約は、同項第一号の場合にあつては最初競争に付するときは定めた価格、同項第二号の場合にあつては当該競落者の落札金額、同項第三号の場合にあつては当該契約者について定めた契約金額をこえる契約金額で締結することができ、且つ、その他の條件（期限を除く。）を変更して締結することができる。
（運送料金の基準）
第五條 第八條第一項に掲げる者が前二條の規定により郵便物を運送する場合における運送料金は、郵便物の運送原価に公正妥当な利潤を加えた金額を基準としなければならない。但し、その者が、資本金の全額を政府が出資する運送事業者又は地方公共団体であるときは、郵便物の運送料金は、その運

送原価を基準としなければならない。

2 前項の運送料金の基準は、運輸大臣があらかじめ郵政大臣に協議して、運輸省設置法（昭和二十四年法律第五十七号）第五條に規定する運輸審議会に諮り、その決定を尊重して定める。

3 運輸大臣が、運送料金の基準の変更について運輸省設置法第七條の規定に基いて運輸審議会から勧告を受けたときは、郵政大臣に通知して、その勧告に基きこれを変更することができる。

（運送に関する法令による用途外使用の制限に関する特例）

第六條 郵便物の運送等のため必要とする種類の運送施設により一定の区間に運送事業を営む者がない場合において、その区間に自己の用に供するため当該運送施設を運営する者は、郵政大臣と第三條又は第四條の契約を締結して郵便物の運送等の業務を行うことができる。

2 郵政大臣は、前項の契約をしようとするときは、あらかじめ運輸大臣に協議しなければならない。

（運送等の契約の期間）

第七條 郵便物の運送等の契約の期間は、四年以内とする。

第三節 郵政大臣の要求による場合

（運送に関する要求）

第八條 左に掲げる者（以下「運送業者」という。）は、この節に定めるところにより、郵政大臣の要求があるときは、郵便物の運送をし、又は郵便物の運送に関し必要な行為

をしなければならない。

一 日本国有鉄道

二 地方鉄道法（大正八年法律第五十二号）による地方鉄道業者
三 軌道法（大正十年法律第七十六号）による軌道経営者
四 一般交通の用に供するため航路を定め定期に船舶を運行して運送事業を営む者

五 路線を定める一般自動車運送事業を営む者
六 索道事業を営む者
七 前各号に掲げるものを除いて、一般交通の用に供するため航路又は路線を定め定期に舟車馬を運行して運送事業を営む者

2 郵政大臣がこの節の規定に従つてする要求は、運送業者との間に第三條若しくは第四條の契約が成立しないとき又は第三條若しくは第四條の契約により郵便物の運送を行う運送業者が契約で定めた事項を履行しないときにおいて当該運送業者に対しする場合に限り、且つ、郵便物の適正且つ円滑な運送を行うため必要な最少限度のもので、この節に別段の定がある場合を除く外、当該運送業者に特別の義務を課さないものでなければならない。

3 郵政大臣がこの節の規定に従つてする要求により運送業者に業務を行わせる期間は、一年をこえるものであつてはならない。

4 郵政大臣は、運送業者に對しこの節の規定に従つて郵便物の運送に関する要求をしようとするときは、あらかじめ運輸大臣に協議しなければならない。

5 郵政大臣は、運送業者に對しこの節の規定に従つて郵便物の運送に関する要求をする場合には、緊急やむを得ない場合を除く外、三十日を下らない範囲でその実施に必要な準備期間を置かなければならない。

（郵便車等の供給）

第九條 鉄道により運送事業を営む運送業者（以下「鉄業運送業者」という。）は、郵政大臣の要求があるときは、定期の列車に、郵便物の運送に必要な設備を有する車両（以下「郵便車」という。）を連結して郵便物を運送しなければならない。

2 鉄道運送業者は、郵便物が多量のため又は災害等のため定期の列車によつて郵便物の運送をすることができない場合において、郵政大臣の要求があるときは、臨時に定期の列車以外の列車に郵便車又はこれに代る車両を連結して郵便物の運送をしなければならない。

3 前二項の場合において、郵政大臣は、鉄業運送業者が連結する郵便車又はこれに代る車両の容積が当該列車ごとに、列車定数の総容積の五分の一をこえるような要求をすることができない。

4 鉄道運送業者は、第一項又は第二項の規定により連結する郵便車又はこれに代る車両の台枠が木造のものであるときは、緊急やむを得ない場合を除く外、これを木造以外の台枠を有する有両間に連結してはならない。

5 鉄道運送業者が第一項又は第二項の規定により連結する郵便車又はこれに代る車両は、客車と同一

程度の強度を有し、且つ、郵便車にあつては郵政大臣の指定する様式のものでなければならない。

6 鉄道運送業者は、郵政大臣の要求があるときは、郵便車に郵便物の取扱のため必要な設備をし、且つ、その取扱に支障のないようにこれを維持しなければならない。

（郵便物の夜間受渡）

第十條 鉄道運送業者は、郵政大臣の要求があるときは、夜間に発着する列車に連結する郵便車に積卸をする郵便物を郵便物の取扱に従事する者（以下「郵便取扱員」という。）で郵便局に所属するものから受領して郵便車に乗務する郵便取扱員に引き渡し、又は郵便車に乗務する郵便取扱員から受領して郵便局に所属する郵便取扱員に引き渡さなければならない。

（土地建物等の供給）

第十一條 鉄道運送業者は、郵政大臣の要求があるときは、その運送する郵便物の積卸、保管その他の取扱のため必要な鉄道用地、停車場構内の建物、機器又は通信設備を郵政省の使用に供し、これに必要な電力を供給しなければならない。

（自動車の郵便物積載場所等の供給）

第十二條 路線を定める一般自動車運送事業を営む運送業者（以下「自動車運送業者」という。）は、郵政大臣の要求があるときは、定期に運行する旅客自動車又は貨物自動車の一部部分を郵便物を積載する場所に充てて、郵便物を運送しなければならない。

2 前項の場合において、郵政大臣は、郵便物を積載する場所の床面積がその自動車ごとに、旅客自動車にあつては定員の五分の一に相当する床面積、貨物自動車にあつては貨物を積載する床面積の三分の一をこえるような要求をすることができない。

3 自動車運送業者は、郵政大臣の要求があるときは、第一項の郵便物を積載する場所に郵便物の取扱のため必要な設備をし、且つ、その取扱に支障のないようにこれを維持しなければならない。

第十三條 一般交通の用に供するため航路を定め定期に船舶を運行して運送事業を営む運送業者（以下「船舶運送業者」という。）は、郵政大臣の要求があるときは、船舶の一定部分を郵便物を積載する場所に充てて、郵便物を運送しなければならない。

2 前項の場合において、総トン数五十トン未満の船舶については、郵政大臣は、郵便物を積載する船舶の一定部分の容積がその船舶ごとに、旅客定員に相当する容積の五分の一又は貨物積載容積の五分の一をこえるような要求をすることができない。

3 船舶運送業者は、郵政大臣の要求があるときは、第一項の郵便物を積載する場所に郵便物の取扱のため必要な設備をし、且つ、その取扱に支障のないようにこれを維持しなければならない。

第十四條 第九條第一項及び第二

項、第十二條第一項並びに前條第一項に掲げる場合の外、運送業者は、郵政大臣の要求があるときは、その要求する運送の種類、区間若しくは回数、運送機関の発着時刻又は郵便物授受の方法により、郵便物を運送しなければならない。

2 前項の要求は、当該運送業者の運送の施設、路線若しくは回数、運送機関の発着時刻その他運送の方法を変更するものであつてはならず、且つ、その運送に使用する当該車両又は船舶の容積又は床面積が第九條第三項、第十二條第二項又は前條第二項に定める限度をこえるものであつてはならない。

(補償金)

第十五條 運送業者がこの節に規定するところに従い、郵政大臣の要求に基き、郵便物を運送し、又は施設若しくは役務を提供したときは、郵政大臣は、当該運送業者に對し、相當の補償金を支拂わなければならない。

2 前項の補償金の額は、郵政大臣が運輸大臣に協議して定める。この場合において、郵便物の運送に對する補償金の額については、第五條第二項の規定により定める基準に基いて、土地建物等を使用に供した場合の補償金の額については当該施設を賃借するとすれば通交支拂すべき賃借料を基準として、その他の場合の補償金の額については通常生ずべき損失の額を下らない額においてこれを定めなければならない。

第三章 運送等の業務の取扱
(運送等の業務取扱の基準)

第十六條 郵便物の運送等を行う者は、郵便物の運送等を安全、正確且つ迅速に自ら行わなければならない。

(郵便物車室等の使用制限)

第十七條 何人も、もつぱら郵便物の運送等に現に使用している車両、船舶若しくは馬匹又は車室若しくは船室に、郵便物、現に郵便物運送の用に供する物、郵便取扱員及び郵政大臣の發行する職務を行うための証明書を所持する者以外の者又は物をのせてはならない。但し、当該運送業者がその職員をして職務を行わせるためのせる場合は、この限りでない。

(郵便物の非常取扱)

第十八條 郵便物の運送等を行う者は、災害等のため運送等の途中においてその運送等を停止したときは、次項の場合を除き、すみやかにこれを継続する手段を講じなければならない。

2 郵便物の運送等を行う者は、災害等のため運送等の途中においてその運送等を停止した場合において、運送等の継続ができず、且つ、郵便取扱員がいなるときは、当該郵便物をすみやかにもよりの郵便局に送付しなければならない。但し、当該郵便物を送付することが困難である場合その他正當な事由がある場合において、これを保護し、もよりの郵便局に通知した場合にあつては、この限りでない。

3 郵政大臣は、郵便物の運送等を行う者が前二項の規定による取扱をしたときは、これに要した費用を支拂わなければならない。

(郵便物の優先陸揚)

第十九條 船舶に積載した郵便物をその目的地において陸揚をする場合には、他の貨物に先だつてこれをしなければならぬ。災害等のため航行の途中において積替又は陸揚をする場合も同様である。

(発着日時の変更)

第二十條 郵便物の運送等を行う者は、郵便物の運送等に使用する運送機関であつてその発着日時を定めたものの日時を変更するとき、は、少くともその七日前までにその旨を郵政省に通知しなければならない。

2 郵便物の運送等を行う者が、災害その他やむを得ない事由により、臨時に前項の発着日時を変更するときは、直ちにその旨を郵政省に通知しなければならない。

第四章 罰則

(郵便物を運送しない等の罪)

第二十一條 第九條第一項、第十二條第一項、第十三條第一項又は第十四條第一項の規定に違反してことさらに郵便物の運送をしない者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

(郵便物の臨時連結をしない等の罪)

第二十二條 第九條第二項若しくは第四項、第十條、第十一條、第十七條又は第十八條第一項若しくは第二項の規定に違反した者は、五万円以下の罰金に処する。

(優先陸揚をしない等の罪)

第二十三條 第十九條又は第二十條の規定に違反した者は、科料に処する。

(両罰規定)

第二十四條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三條の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対しても各本條の罰金刑又は科料刑を科する。

附則

1 この法律は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

2 鉄道船舶郵便法(明治三十三年法律第五十六号)は、廃止する。

3 郵便法(昭和二十二年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

第十條を次のように改める。

第十條 削除

4 運輸省設置法の一部を次のように改正する。

第六條第一項第三号の次に次の一号を加える。

三の二 郵便物運送委託法(昭和十四年法律第 号)第五條第二項の規定による郵便物の運送料金の基準の設定

5 この法律施行の際郵便物の運送等を行つてゐる者と郵政大臣との間に現に存する郵便物の運送等に関する契約は、この法律施行のときにおいて、この法律の規定に基き郵便物の運送等を行つてゐる者と郵政大臣との間に締結された契約とみなす。但し、その契約は、この法律施行の日から六箇月をこえて存続することができない。

○小澤國務大臣 まづ第一にただいま議題に供されましたお年玉つき郵便葉書等の発売に関する法律案の、提案理由を説明したいと存するものであります。

お年玉つき郵便葉書等の発売に関する法律案については、年頭のあいさつを郵便によつて行つてゐる国民の美しい風習は、明治初年わが国の新式郵便の創設後、施設の普及と利用の一般化につれて、自然に發生したものであります。この年賀郵便の数は明治三十八年には約一億一千万通となり、その後漸次増加しまして、昭和十二年には約八億五千万通に達し、その収入額も郵便の總収入額の一割ないし一割二分を占め、郵便事業の重要な財源をなしてゐたのであります。ところがその後日華事變の勃発等による国民生活の変動に伴ひまして、年賀郵便の物数は毎年激減の一途をたどり、昭和十六年から年賀特別郵便の取扱が停止されるに至つたのであります。終戦後国民生活も漸次明るさをとり、年賀状の差出しも増加する機運にあり、またその収入額は約七千万通にすぎず、かつ二割を占めるにすぎなかつたのであります。

かくのごとき事情にかんがみまして、郵政省におきましては年頭のあいさつを郵便で交換する従来の好まじき風習を助成しますとともに、近來赤字に悩みつつあります郵便事業の収入増をはかりますために、年賀状の差出しを積極的に勧奨いたすべく、くじ引きによりお年玉をつける年賀郵便はがきを発売することとし、このためお年玉つき郵便葉書等の発売に関する法律の

制定を提案することとした次第であります。以下この法律案の要点につきまして、若干御説明申し上げます。

まずお年玉の額につきましては、お年玉の性質にかんがみ、きわめて軽微なものとす趣旨に基きまして、その単価は最高二万円を越えてはならず、またその金額及び価格の総額は、お年玉つき郵便はがきの発行総額の百分の五を越えてはならないことにしたのであります。

次にお年玉の債権消滅の時効につきましては、お年玉は宝くじなどの当籤金品に比べてきわめて軽微なものであり、かつ全国的に広汎多数の金品授受取扱を行うことを考慮いたしまして、六箇月の短期時効としたのであります。

なおこの法律は、西欧諸国やわが国におけるいわゆる慈善切手等の発行の例に徴しまして、郵便切手や前に申し上げましたお年玉つきの年賀はがき等に、社会福祉の増進を目的とする事業を行う団体に対する寄附金をつけて発行できるようにするため、必要な事項を規定したのであります。すなわち寄附金を受ける団体は、その選定を公平にいたしますために、郵政大臣はその選定に当りましては必ず郵政審議会に諮つて指定すること、寄附金の交付を受ける団体は、寄附金つきの郵便切手または郵便はがきの発行及び売りさばきのため、郵政省において特に要した経費を郵政省に納付しなければならぬこと等を規定したのであります。何とぞ十分御審議の上、すみやかに御可決あらんことを希望する次第であります。

次にただいま議題になりました郵便

物運送委託法案の提案理由を御説明申し上げます。

郵便物の取集め、運送及び配達、郵便業務の一部をなすものであります。事業独占の建前上、国においてみずからこれを行うことが一応期待されるのであります。国有鉄道及び地方鉄道によつて郵便物を運送する場合のように、当然これらの運送機関に郵便物の運送を委託する必要がある場合、また自動車等を郵便物の運送に使用する場合、もしくは山間僻地における郵便物の取集め、配達の作業のごとく、事業の経済的経営の観点から、民間運送業者等にこれを委託するのを適当とする場合が少なくないのであります。

しかしして郵政大臣が郵便物の運送を委託する場合に關する法律といたしましては、鉄道船舶郵便法がありまして、しかしながら同法はその規定の対象が、地方鉄道法による鉄道運送業者、及び商法による船舶運送業者に限られておりまして、自動車運送業者等その他の運送を行う者に及ばないばかりでなく、運送を委託する場合及び委託する方法等についての規定に欠け、また同法に定められております料金率も、現下の情勢に沿わないのであります。

従いまして鉄道、船舶のみならず、自動車等のあらゆる運送機関の利用についても規定するとともに、運送委託の場合、委託の方法及び委託の内容につきましても、早急に規定する必要がある次第であります。ここに本法律案を提案します。

本法律案に規定してあります主要な点につきまして申し上げればおおよそ次の通りであります。

まず第一に郵政大臣が郵便物の運送

を他に委託することができるとする条項を明らかにしたことであります。いかなる場合に委託することができると申しますと、委託により業務を運営することが、郵政省の直営とするよりも経済的であり、郵便物の運送上支障がない場合であります。

第二にいたしまして、郵便物の運送を委託する方法を規定したのであります。運送の委託は契約によることといたしてありまして、しかも契約は競争によることを原則といたしてあります。しかしながら競争に應ずる者がいないなどの理由によりまして、競争契約によることができなかった場合、あるいは鉄道または軌道を使用する必要がある場合におきましては、当該区間にその数が二以上ないときは、隨意契約によることができるように規定いたしてあります。しかしして鉄道軌道その他の一般運送業者が、郵便物を運送する場合における運送料金は、一般には郵便物の運送原価に、公正妥当な利潤を加えた金額を基準とし、その資本金を政府が全額出資する運送事業者、及び地方公共団体についてはその事業者の性格上、郵便物の運送原価のみを基準とすることといたしてあります。なおこの基準の設定にあたりましては、公正を期するため、運輸大臣があらかじめ郵政大臣に協議して、運輸審議会に諮り決定することといたしたのであります。

第三に、今申し上げたように郵政大臣が契約によりおといたしたとしても、運送事業を営む者が契約に應じなかつた場合には、郵便物の運送をどうしても確保しなければなりませんから、最後の手段として鉄道、軌道その他特に

指定した一般運送業者に対して、郵便物の運送及び運送に關して、最低限度必要な事項を要求できるようにしてあります。しかしして郵政大臣の要求に基いて郵便物の運送をし、また施設もしくは役務を提供した運送業者に對しては、前に申し述べました郵便物の運送料金の基準に基いて補償金額を決定する等、正当な補償を行うことといたしてあります。

第四にいたしましては、郵便物の安全、正確、かつ迅速な運送を確保するため、郵便物の運送を行う者に対して、たとえ郵便物の運送途中において事故の発生した場合、郵便物の保護その他必要な措置をとらなければならぬ等、郵便物の取扱に上守るべき義務を規定いたしてあります。

以上申し上げましたほか、所要の罰則を規定いたしますとともに、附則におきましてこの法律の施行期日を定めるとともに、この法律施行に際して必要な経過的措置を規定いたしてあります。

以上、本法提案の趣旨及び法案の大要を御説明申し上げた次第であります。が、何とぞ十分御審議の上すみやかに御賛成くださるようお願いいたします。

○石原委員長 これより質疑に入りま

○井之口委員 これで幾らくの利益が上る予定でございませうか。

○小澤國務大臣 大体一億八十万枚を売る予定でありますから、その二倍である三億六千万円が総収入であり、その五分に該當する利益を出します。その他共同募金の寄附金を集めたことによつて、多少の方からもお礼がありまうので、その完全なる利益をどうこうということになりますと、計算が非常に複雑になります。少くともこの措置を講じまして、一億八千万枚という郵便が出られないのが出たというところになりますならば、かつた経費はごくわずかでありますから、郵便はがき印刷代を差引いても、相当の収益になるだろうと思ひます。

○井之口委員 このために何か人員の増加のことをお考えになつていらつしやいますか。どうですか。

○小澤國務大臣 これは事務の方なども考慮いたしまして、現在の定員で運用できないというところは、臨時賃金で雇ひ上げまして、それを補ひたいと考えております。

○井之口委員 それの予想額はどれくらいですか。

○浦島政府委員 このために特別の臨時者を雇ひ入れるわけでありまして、何名雇ひ上げますか、ただいまのところぶつかつてみないとはいつきりわからないのであります。が、おそらく臨時者の経費、その他必要な宣伝費、あるいははがきの調製費、こういうのを加へまして、大体八千万円程度見込んでおります。

○井之口委員 臨時雇ひの人数はわか

○浦島政府委員 できるだけ常在員をもちまして、仕事はけるようにしたいと思ひますが、各局の年賀状を出します状況が、どれだけ出るか今から捕捉できません。従つて各局におきまして郵便物の従来出ました状況をにらみ合せて、必要な臨時者を雇ひ上げる、こういう建前をとつております。

○大和田委員 あるいは聞き漏らしたかも知れませんが、年賀郵便以外の、従来の二四のはがきを取扱わないかどうかということについて……

○小澤國務大臣 従来ののはがきは従来通り取扱いますし、また年賀郵便としても扱うことになつております。

○石原委員長 ほかに質疑はありませんか。

○井之口委員 この寄付を受ける福祉団体ですが、どういふ団体を予定しておられますか。何か案はありませんか。

○浦島政府委員 この法律の建前としては「社会福祉の増進を目的とする事業を行う団体」ということになつておりまして、限定はされておられません。将来いかなる団体を選ぶかは、この法律によりまして郵政審議会に諮つて決定するということになつております。今年におきましてはかような寄付金の募集は、共同委員会で一括して統制せられておきますので、共同委員会で募金はこれを行いたい、このように考えております。

○井之口委員 その審議会には労働団体の代表も入れられる意思でございましょうか。あるいは農民団体、そういう民主団体の代表も入れられる予定でございましょうか。それとも一つ、労働者でいろ／＼な救済組織を持つており

ます。たとえば労働者救済会のようなものでございしますが、そういう団体もこの中に入るのでございましょうか。

○浦島政府委員 この審議会は、郵政省設置法に基きまして設置してあります。郵政審議会でありまして、この団体をきめるための特別な審議会ではないのであります。従ひまして現在の郵政審議会の委員は、関係官庁の次官並びに学識経験者等を委員として委嘱してございまして、特定の労働団体その他の団体の方は、現在においては委員にはなつておられません。

○大和田委員 今の御説明は、現在できてゐる郵政審議会のことですか。

○浦島政府委員 そうでございます。

○大和田委員 そうすると、お伺いしたいのですが、六月一日に政令が出ておりますが、不幸にしてまだそのメンバーを承知しておりませんので、おわかりであればお知らせ願ひたいと思ひます。

○浅沼委員 この次の機会に、郵政審議会その他郵政省関係の諮問機関、あるいは相談会と称するものの委員のメンバーを全部知らせていただきたい。そうすれば今の質問にも答えられることになると思ひます。

○浦島政府委員 それではあとで委員の顔ぶれを印刷物にして差上げることになります。

○風間委員 私が伺ひたいのは、これはミシンをくれるとか、洋服生地をくれるとか、たいへん興味深いことであるが、年末ともなると、各商店街ともちんどん鳴りもの入りで、いろいろな福引き売出しというふうなこともあるので、比較的こういう興味もふだんと違つて薄らぐのじやないかと思

ひます。それで郵便局の窓口でそういうものを備えておいて、はたしてこれだけ売り上げる自信があるかどうかというところが少し心配になるのですが、それともいろ／＼な団体等の顔を利用して、ちよつと外交して売り出すというふうなことになるのか。そういう点を聞かしてもらひたい。

○浦島政府委員 このお年玉つき郵便の賞品でございしますが、できるだけ家庭に喜ばれるもの、それから郵政省の關係の宣伝にもなるような品物、こういう建前からいたしまして、特賞がミシン、一等が洋服生地、二等が学童用洋傘、三等がズボン、その他最低十円の記念切手シート、こういうようなものを賞品として目下のところ考えておるわけでありまして、この賞品を郵便局の窓口で並べまして、それによつてはがきが特に売れるということとは別に考へてないのであります。これらのことはポスターとか、その他いろ／＼な宣伝におきましてかようなお年玉が出るというこでいたしたいと思ひます。であります。なお特別に寄付金がつきますために、その売行きにつきまして、私ども相当努力をいたさなければならぬわけでありまして、これにつきましてはポスター、その他各局におきましては抽籤を行いますとともに、また共同委員会の方におきまして、積極的に御協力していただくというところに話が進んでおりますから、大体消化できると私は思つております。

○浅沼委員 これは追加予算で出て来るのですか。それとも前の予算に組んであるのですか。

○浦島政府委員 前の本予算におきましては、年賀状としましては一億、收

入としましては二億の収入が見積つてあつたのであります。これはあくまで収入のふえることは事業としてはさしつかえないわけでありまして、特別の支出がありませんので、追加予算には組んでありません。

○石原委員長 ほかに質疑はございせんか。――ほかに質疑はないようでございますから、本案に対する質疑を打ち切りたいと思ひますが、御異議ございませんか。

「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり

○石原委員長 御異議ないと認めまして、質疑を打ち切ります。

ただいまよりお年玉つき郵便葉書等の発売に関する法律案の討論に入ります。討論の通告がありますから、これを許します。井之口君。

○井之口委員 この法案に反対いたします。第一、今世間でいろ／＼競馬だとか、宝くじだとか、実に國民の射倖心をあおるようなことが行われております。これ自体がすでに苦しいことである、國民道徳上こうしたものが盛んになるというところは、亡國のしるしである。いわんや今度のこのお年玉つきでもつて、青少年の小さな心までこうしたばくち根性をおおるといふことは、将来の國民の教育の上からも非常に悪影響を及ぼすものだと思うのであります。少しでも今日の世相をまじめに考えられたならば、ただ單に苦しいから、金もうけだからというふうな單純な考えからして、こうした一つの試みを、しかも國家の事業としての郵便事業をもつてするといふことは、最も注意しなければならぬものだと思ひてあります。御承知の通りこれでもつ

て約数億の金がある。そうしてそのの売込みも、あるいは有志の方々を通じて、強制的なふうで売り込まれて行く。またもう一つの方の厚生団体に對する寄付の募集も、今の赤い羽の運動と同じように、國家がほんとうに予算を組んで、厚生施設に對する十分なる支出を計画してやるといふのが、建前なのであります。そういう方法をとらないで、こうした射倖心をあおるような方法でやつて行くといふことに対しては、われ／＼は断固として反対せざるを得ないのであります。

○石原委員長 討論は終局いたしました。

これより採決いたします。本案について原案の通り可決するに賛成の諸君の御起立を願ひます。

〔賛成者起立〕

○石原委員長 起立多数。よつて本案は原案の通り可決いたしました。

なお本案に對する報告書作成に関しましては、委員長に御一任願ひたいと思ひますが、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○石原委員長 御異議なしと認めまして、さよう決定いたしました。

本日はこれにて散会いたします。次回は公報をもつてお知らせいたします。

午後三時三十五分散会

〔参照〕

お年玉つき郵便葉書等の発売に関する法律案(内閣提出)に関する報告書〔都合により別冊附録に掲載〕